

よくある質問（行田市小規模事業者家賃支援給付金）

Q. 対象となる小規模事業者等は。

A. 対象となる小規模事業者は以下要件が全て該当する方です。

- ① 7月1日時点で行田市市内において営業していること。（主たる事業所が市内にあること）
- ② 小規模事業者又は昨年の事業収入が収入全体の過半を占めている個人事業主であること。
- ③ 令和2年2月から8月のうち、任意の1カ月間の売上金額が前年同月比で30%以上減少していること。または、前年同月の比較ができない小規模事業者等の場合は、令和2年1月から令和2年8月の間で、連続する任意の2カ月間を比較し、売上金額が30%以上減少していること。

Q. 開業から1年未満で、前年同月の減少比較ができない場合はどうすればよいか。

A. 令和2年1月から令和2年8月の間で、連続する任意の2カ月間を比較してください。

Q. 行田市内に事業所があれば対象となるか。

A. 行田市内に主たる事業所がある小規模事業者又は個人事業主の方が対象になります。そのため、本社が市外にあっても、売上・事業収入を得ている主たる事業所が市内にあれば該当いたします。

Q. 事業収入の他にも収入があるが、該当するか。

A. 事業収入の他に収入がある場合でも、総収入のうち事業収入が過半以上を占めていれば該当になります。

Q. 収入を事業収入（売上）として処理していないが、その場合も給付対象となるか。

A. 給付対象となりません。2019年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も市内で事業を継続する意思があることが給付要件となります。しかし、2020年1月以降に事業を開始した事業者は、確定申告書の代わりに、2020年1月以降に事業を開始したことが分かる開業届け等を御提出ください。

Q. どこで申請書を配布しているのか。

A. 行田市役所商工観光課、南河原支所、行田商工会議所、南河原商工会で配布しております。しかし、いずれの場所でも、申請に係る相談または申請受付は行っておりません。また、行田市役所ホームページからも申請書をダウンロードいただけます。

Q. どのように申し込みをするのか。

A. 申請書と添付書類を下記宛先まで御郵送ください。感染拡大防止の観点から、窓口での申請は行いません。

【宛先】

〒361-8601

行田市本丸2-5 行田市役所商工観光課 小規模事業者家賃支援担当

Q. 複数業種を営んでいるが、申請書はどの業種を選ばよいか。

A. 昨年度で売上げが最も多い業種をお選びください。

Q. 常時使用する従業員数とは。

A. 行田市小規模事業者家賃支援事業においては、従業員のうち、パート・アルバイト、役員、個人事業主本人を除いた数を算出してください。

Q. 大手チェーンは対象になるのか。

A. 大企業が直営店として経営している場合は対象外です。ただし、大手チェーンのフランチャイズ店として小規模事業者等が経営している場合は対象となります。

Q. 確定申告書に収受印が押印されていない場合はどうすればよいか？

A. 収受印がない場合は、確定申告書と併せて、e-Taxの場合は「受信通知」、郵送の場合は「納税したことを証明する領収書の写し」または「振替納税したことが印字されている通帳の写し」等を御提出ください。

Q. 個人事業主だが、確定申告が不要のため、市民税のみの申告をしている。必要書類の確定申告書の写しは、市民税申告書の写しで代用可能か。

A. 市民税申告書の写しで代用が可能です。

Q. いつ時点の従業員数か。

A. 申請日時点の従業員数です。

Q. 自己所有の事務所について、不動産ローン返済額は給付対象となるか。

A. 不動産ローン返済額は、給付対象外となります。

Q. 市内で主たる事業を営んでいるが、市外の物件を賃借している場合は市外物件も対象になるか。

A. 市外の賃借物件は対象になりません。市内の賃借物件のみを御申請ください。

Q. 国による同内容の給付金等と併給することは可能か。

A. 行田市小規模事業者家賃支援給付金については、国の家賃支援給付金の補てんを目的としておりますので、併給は可能です。ただし、併給することにより支給額が減額されることもございますので、御確認下さい。

Q. 本給付金は課税の対象になるか。

A. 本給付金と行田市小規模事業者緊急支援給付金は共に、税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入され、課税の対象となります。

Q. 複数の市内の物件を借りている場合はどうすればいいですか。

A. それぞれの物件ごとに支給はしません。1事業者あたりで賃借している物件を合算して御申請ください。複数の物件を御申請いただいても、1事業者あたりの給付上限額は10万円です。

Q. 家賃補助は、駐車場のみの賃借料も対象となりますか。

A. 自らの事業のために賃借した駐車場であれば対象になります。

Q. 賃料に共益費や管理費は含まれますか。

A. 含まれます。家賃に共益費や管理費を含めて御申請ください。

Q. 人から借りた物件を更に貸しているが、その場合でも給付を受けることは可能か。

A. 又貸し（転貸）を目的とした取引は給付対象外となります。

Q. 複数の土地や建物を賃借しているが、それぞれの物件ごとに支給されるのか。

A. それぞれの物件ごとに支給はされません。1事業者で賃借している物件を合算して御申請ください。複数の物件を御申請いただいても、給付上限額は10万円です。

Q. 「賃貸借契約」とは何か

A. 賃借人が賃貸人から土地や建物を有償で借り受け、賃料を支払い、使用（および収益）をした後に返還する契約のことです。

Q. 自宅兼店舗（賃貸）の場合は対象になるのか。

A. 賃借物件が事務所であることが証明できれば対象となります。賃貸借契約書上で店舗として使用していることが分かるものを提出してください。賃貸借契約書上の住所で事業を営んでいることが分かるもの。個人事業主の場合は青色申告決算書又は、収支内訳書を御提出ください。

Q. 緊急支援給付金を申請したが、減少率何%で申請したか忘れてしまった。

A. お手数をおかけしますが、改めて30%以上減少していることが分かる書類を御提出ください。